

平成17年度 所管公益法人等との間で締結された随意契約の緊急点検結果の一覧表(参議院)

件数	所管公益法人等の名称	物品等又は役務の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約金額(円)	随意契約によることとした理由(具体的かつ詳細に記載)	緊急点検の結果	講ずる措置	備考
1	独立行政法人国立印刷局 港区虎ノ門2-2-4	平成17年度議案類印刷業務請負一式	支出負担行為担当官 参議院庶務部副部長会計課 長事務取扱 古賀保之 東京都千代田区永田町1-7-1	平成17年4月1日	420,000,000 うち会議録 (236,806,000)	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第3号 本業務は法律案、会議録、参議院公報等の印刷に係るものである。法律案、会議録については、内閣から提出される法律案のデータが直接国立印刷局に送られ、それを利用して製品を製造しているため競争を許さず、また、参議院公報については速報性が特に要求されるものであるが、国立印刷局は国会敷地内に分工場を有し、本院の如何なる納品要求に対しても迅速に対応できる唯一の業者である。	委員会会議録に関する印刷物については、見直しの余地があるもの	企画競争等を実施するための準備期間を要する(公募)	単価契約
2	東日本電信電話株式会社 新宿区西新宿3-19-2	国会会議録フルテキスト・データベースシステム運用業務一式	支出負担行為担当官 参議院庶務部副部長会計課 長事務取扱 古賀保之 東京都千代田区永田町1-7-1	平成17年4月1日	13,847,000	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第3号 国会会議録フルテキスト・データベースシステム運用業務一式は、同社が開発を行ったシステムの保守、運用業務に係るものであるが、適切な動作環境を維持し、障害時の迅速・確実な対応を行うには同システムを開発した業者の専門的な知見、ノウハウを必要とするため競争を許さない。	見直しの余地があるもの	一般競争入札に移行(次期システム調達の際、一般競争入札を実施する)	
3	成田国際空港株式会社 成田市木の根字神台2-4	成田国際空港第2旅客ターミナル建物賃借契約	支出負担行為担当官 参議院庶務部副部長会計課 長事務取扱 古賀保之 東京都千代田区永田町1-7-1	平成17年4月1日	4,456,000	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第3号 当該契約の相手方でなければ契約の目的たるサービスの提供を行うことができない。	その他	(随意契約によらざるを得ない)	

4	北海道旅客鉄道株式会社 札幌市中央区北1 1条西15-1-1	参議院議員の列車等の利用に関する契約（鉄道乗車証（JRバス））	支出負担行為担当官 参議院庶務部副部長会計課 長事務取扱 古賀保之 東京都千代田区永田町1-7 -1	平成17年4月1日	3,857,000	会計法第29条の3第4項 予令第102条の4第3号 当該契約の相手方でなければ 契約の目的たるサービスの提 供を行うことができない。	その他	（随意契約によ らざるを得ない）	
5	四国旅客鉄道株式 会社 高松市浜ノ町8- 33	参議院議員の列車等の利用に関する契約（鉄道乗車証（JRバス））	支出負担行為担当官 参議院庶務部副部長会計課 長事務取扱 古賀保之 東京都千代田区永田町1-7 -1	平成17年4月1日	1,471,000	会計法第29条の3第4項 予令第102条の4第3号 当該契約の相手方でなければ 契約の目的たるサービスの提 供を行うことができない。	その他	（随意契約によ らざるを得ない）	
6	九州旅客鉄道株式 会社 福岡市博多区博多 駅前3-25-2 1	参議院議員の列車等の利用に関する契約（鉄道乗車証（JRバス））	支出負担行為担当官 参議院庶務部副部長会計課 長事務取扱 古賀保之 東京都千代田区永田町1-7 -1	平成17年4月1日	5,217,000	会計法第29条の3第4項 予令第102条の4第3号 当該契約の相手方でなければ 契約の目的たるサービスの提 供を行うことができない。	その他	（随意契約によ らざるを得ない）	
7	東日本電信電話株式 会社 新宿区西新宿3- 19-2	参議院インターネット審 議中継システム運用業務 一式	支出負担行為担当官 参議院庶務部副部長会計課 長事務取扱 古賀保之 東京都千代田区永田町1-7 -1	平成17年4月1日	133,346,000	会計法第29条の3第4項 予令第102条の4第3号 参議院インターネット審議中継 システム運用業務一式は、平成 15年6月に競争入札を実施し、 同社が落札して開発を行ったシ ステムの保守、運用業務に係る ものであるが、適切な動作環境 を維持し、障害時の迅速・的確 な対応を行うには同システムを 開発した業者の専門的な知見、 ノウハウを必要とするため競争 を許さない。	見直しの余地がある もの	一般競争入札に移 行（次期システム 調達の際、一般競 争入札を実施す る）	
8	日本放送協会 渋谷区神南2-2 -1	衛星カラー・地上カラー 放送受信契約	支出負担行為担当官 参議院庶務部副部長会計課 長事務取扱 古賀保之 東京都千代田区永田町1-7 -1	平成17年5月9日	2,966,000	会計法第29条の3第4項 予令第102条の4第3号 当該契約の相手方でなければ 契約の目的たるサービスの提 供を行うことができないため。	その他	（随意契約によ らざるを得ない）	
9	独立行政法人国立 印刷局 東京都港区虎ノ門2 -2-4	経済産業雇用に関する調 査報告（中間報告）38 8部 議員配布用	支出負担行為担当官 参議院庶務部副部長会計課 長事務取扱 古賀保之 東京都千代田区永田町1-7 -1	平成17年6月20日	2,570,000	会計法第29条の3第4項 予令第102条の4第3号 別途、国立印刷局に発注してい る調査報告の「要旨」と印刷手 法、レイアウト等において同様 の体裁を保つため、当該契約相 手方と随意契約としている。	見直しの余地がある もの	一般競争入札に移 行（次期調達の 際、一般競争入札 を実施する）	

10	東日本電信電話株式会社 新宿区西新宿3-19-2	参議院の行う会議の審議 テレビ中継の操作等業務 4-1月分	支出負担行為担当官 参議院庶務部副部長会計課 長事務取扱 古賀保之 東京都千代田区永田町1-7-1	平成17年4月1日	61,413,000	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第3号 参議院の行う会議の審議テレビ 中継の操作業務については、 参議院の会議(本会議、委員会 等)の審議中継を行おうとする ものであるが、質の高い中継映 像を継続して制作するには、 個々の映像技術者の中継技術 が優れているだけでなく、会議 の運営方法等についても充分 に理解していることが必要であ る。そのため、請負業者が一定 期間継続して本業務に従事す ることが不可欠であり、前回実 施した競争入札(平成16年5月 実施)から一定期間が経過して いない現時点において再度、競 争入札に付することは適当でない ため。	見直しの余地がある もの	一般競争入札に移 行(次期調達の際 (平成19年度) 一般競争入札を実施する)	単価契約
11	独立行政法人国立 印刷局 東京都港区虎ノ門2-2-4	平成16年度一般会計歳 入歳出決算書341部外 10件	支出負担行為担当官 参議院庶務部会計課長 情野 秀樹 東京都千代田区永田町1-7-1	平成17年8月31日	24,163,000	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第3号 各省庁から集計された予算 データを保有する当該契約 相手方でなければ契約の目 的たる物品を購入すること が出来ないため。	その他	(随意契約によ らざるを得ない)	
12	独立行政法人国立 印刷局 東京都港区虎ノ門2-2-4	平成18年参議院手帖(デラ クール製)4,050部外1件 製造請負契約	支出負担行為担当官 参議院庶務部会計課長 情野 秀樹 東京都千代田区永田町1-7-1	平成17年9月9日	4,313,000	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第3号 従来の製造しているものと 同様の風合い等に仕上げる 必要があり、また既存の データ等を活用することによ り、価格や納期等の条件面 でも有利になるため。	見直しの余地がある もの	一般競争入札等に 移行(準備期間を 経たのち平成19 年度契約から)	
13	独立行政法人国立 印刷局 東京都港区虎ノ門2-2-4	平成18年度一般会計予 算書372部外4件	支出負担行為担当官 参議院庶務部会計課長 情野 秀樹 東京都千代田区永田町1-7-1	平成17年11月9日	10,040,000	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第3号 各省庁から集計された予算 データを保有する当該契約 相手方でなければ契約の目 的たる物品を購入すること が出来ないため。	その他	(随意契約によ らざるを得ない)	

14	独立行政法人国立印刷局 東京都港区虎ノ門2-2-4	平成17年度一般会計補正予算書(第1号)372部外3件	支出負担行為担当官 参議院庶務部会計課長 情野秀樹 東京都千代田区永田町1-7-1	平成17年12月15日	7,637,000	会計法第29条の3第4項 予令第102条の4第3号 各省庁から集計された予算 データを保有する当該契約 相手方でなければ契約の目 的たる物品を購入すること が出来ないため。	その他	(随意契約によ らざるを得ない)	
14	7				695,296,000				

(備考)

(1) 各省庁が平成17年度に締結した随意契約のうち独立行政法人、特殊法人、認可法人及び公益法人並びに特定民間法人との間で締結したものについて記載すること(「特定民間法人」とは、公務員制度改革大綱(平成13年12月25日閣議決定)により、毎年12月に各府省が公表した退職した職員の「再就職状況の公表について」(過去3カ年分)において掲げられている民間法人及び各省庁が必要と認める法人をいう。)

(2) 随意契約によることとした理由は、説明責任を十全に果たせるよう具体的かつ詳細に記載すること

(3) 緊急点検の結果は、「問題があるもの」、「見直しの余地があるもの」、「その他のもの」に分類すること

(4) 講ずる措置は、「18年度以降において当該事務・事業の委託等を行わないものとしたもの」、「一般競争入札等に移行したもの」、「一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの」に分類すること(ただし、緊急点検の結果、「その他のもの」に分類されたものについては、「-」とする。)

(5) 公表対象随意契約が単価契約である場合には、契約金額欄に契約単価または予定調達総額を記載するとともに、備考欄に単価契約である旨及び契約金額欄に単価を記載した場合には予定調達総額を記載する。

(6) 必要があるときは、各欄の配置を著しく変更しない範囲で変更・調整を行うことができる。